

○指定ごみ袋の統一に対する意見の概要及び意見に対する考え方

52件：22人

No.	該当箇所	意見等の内容	意見に対する考え方
1	全体	新焼却場の建設は狐禅寺地区の覚書により現在建設できない状況であり、新焼却場が決まった段階で決定すべきである。処理計画が未定のままでは、ごみの種別も変わることがあるのではないか。	指定ごみ袋の統一については、平成18年度に一関地区広域行政組合を設置して以来、一関市、平泉町及び一関地区広域行政組合が連携し、住民の皆様や公衆衛生関連組織のご意見をいただきながら進めて参りました。
2		焼却炉、焼却方法が決まっていなければ、施設の基本計画を決めて、これに従ってごみの種別や袋の統一をすべきではないか。	今回の統一案は、平成27年度から28年度にかけて行いました一関市と平泉町による住民意見の集約結果を参考として一関地区広域行政組合において作成したものであり、この案に対し、より広く住民の皆様からご意見を伺うため10月16日から11月15日まで1か月間のパブリックコメントを行いました。
3		これまでの方式で何か不都合があるのか。	
4		これまで取り組んできた経過があるのに、なぜ今統一するのか。	
5		一つの広域行政組合なのでごみ袋を統一することは当然だと思う。ただ、清掃センターが2か所ある現段階で、統一する理由の説明がなく判断できない。 適切なごみ処理と減量化、生活環境保全、資源有効活用等を進める中で、現状と課題を示したうえでごみ袋の統一を提案すべきであり、このような進め方では統一の必要性が見えてこない。	現在、指定ごみ袋は一関・大東の各清掃センターの収集範囲内でそれぞれ異なる袋を使用していることから、購入誤りや購入価格の違いなどによる不公平感が課題となっておりましたので、これらの解消に向けて統一しようとするものです。 また、指定ごみ袋の統一により、一関市及び平泉町以外の廃棄物が集積所に持ち込まれることの防止につながるものと考えております。
6		なぜ統一するのか理由が不明で、パブリックコメントも周知不足である。	指定ごみ袋の統一については、これまで報道機関を通して情報提供をして参りましたが、今後はパブリックコメントでいただいたご意見を参考として指定ごみ袋の規格等を確定し、一関市及び平泉町と連携しながら、広報紙への掲載や行政区長を通じての説明、チラシの全戸配布など、様々な機会を捉えて周知していく予定です。
7		新年度から統一したごみ袋を使用する方向のようだが、今、広聴を行っているようでは住民周知が徹底できるのか疑問だ。	

No.	該当箇所	意見等の内容	意見に対する考え方
8	サイズ	資源ごみ(びん)袋と不燃ごみ袋は、小サイズでも袋一杯になるまで日数がかかるので、衛生上は困る。スーパーなど小売店の資源回収ボックスを頻繁に活用できない社会弱者の方々にも配慮し、小サイズよりも一回り小さいサイズの指定ごみ袋があるとよい。	住民の世帯構成や生活スタイルの多様化に合わせて商品等の種類や内容量なども多様化してきており、発生するごみや資源物の量なども変化してきているところです。 指定ごみ袋のサイズについては、世帯構成や商品等の多種多様化に合わせて選択ができるよう、大・中・小の3種類と考えております。
9		空缶・空びん専用袋は、小サイズがなかったのですぐごみ出しできなかつたが、変更後は助かる。	
10		不燃物やびんを入れる袋は、袋の強度を増してほしい。	指定ごみ袋は、1袋10キログラム以下の重さにしていただいて集積所に出すようお願いしているところであり、指定ごみ袋の製造業者では、10キログラムでは破損しない強度の袋を製造しております。袋の強度をさらに強くするには厚みを増すことになり、価格に影響することが考えられます。
11		サイズの的にはおおむね適当と考える。 ただし、「まち」のないタイプに変わった場合、使い勝手に差が出てくるものと思われるので、十分にモニターによるテスト使用をして決めるべきだ。 また、大東清掃センターの収集で使用しているびん類の袋(紫色)は特に重量に配慮し厚手となっているが、統一案では大袋だけが厚手となり心もとない。 指定ごみ袋のサイズについては、示された表では皆同じ寸法であるが、まちありの袋とまちなしの袋、平袋の寸法と突き合わせた場合は、どうなるのか少し疑問に思う。	指定ごみ袋は、形状の違い(取っ手・まち付きの袋、平袋(取っ手・まちなし))に関係なく、縦と横のサイズを基準としております。 取っ手・まち付きの袋は、まち部分が折りたたまれている状態では平袋に比べて幅が狭いのですが、まち部分を広げると平袋と同じ幅となり、縦の長さは、どちらの袋も同じです。 内容量は形状に関係なく、袋の口を縛った状態で、大は45リットル、中は30リットル、小は20リットルとなります。
12	記名	個人情報の取扱の前に排出者責任があると思う。記名の義務付けがなくなれば、他の地区のごみ袋が集積所に持ち込まれるなど、分別を徹底していないために回収されずに集積所に残されるごみ袋が増えることが予想される。その場合は、組合の責任で回収して	指定ごみ袋への記名については、これまで一関清掃センターの収集範囲は記名欄なし、大東清掃センターの収集範囲は記名を義務付けしておりました。 指定ごみ袋の統一については、これまで一関市、平泉町及び一関地区

No.	該当箇所	意見等の内容	意見に対する考え方
		<p>もらえるのか。</p> <p>記名の可否については地区ごとに任せるのではなく、すべて記名にするべきだ。</p>	<p>広域行政組合が連携し、住民の皆様や公衆衛生関連組織のご意見をいただきながら進めて参りましたが、記名の可否については、「排出者責任と分別の徹底」という考えがある一方で、「プライバシー保護」等の課題もあり、一定の結論に至りませんでした。</p>
13		<p>統一案とは、記名か無記名かのどちらかにする案を提示することではないのか。</p>	<p>そこで一関地区広域行政組合は、平成27年度から28年度にかけて一関市及び平泉町が行いました住民意見の集約結果を参考とし、記名を義務付けとはしないまでも、指定ごみ袋に記名欄を設けることにより、集積所単位で記名の可否を取り決めていただく案としました。</p>
14		<p>市民はごみの中身を他人に知られたくないと思っている。記入の義務付けはごみの不法投棄につながる。記名の効果がわからない。</p>	<p>また、現在記名欄のない一関清掃センターの収集範囲においても、氏名・世帯番号・班番号等を記入し、自主的に排出者責任の意識改革に取り組んでいる地区もあります。</p>
15		<p>排出者責任を明確にするためにも、地区名の記入や記名を必須とするべきだ。</p>	
16		<p>無記名になると排出するごみに責任がなくなり、分別も散雑になる。全体で記名とするべきだ。</p>	
17		<p>記名の可否を収集地区に任せした場合、収集されなかったごみは誰が責任をもつのか。地区の衛生組合の負担となるのではないか。排出者がしっかり分別し、責任ある出し方にするべきだ。</p>	
18		<p>記名は地区ごとのルールとはせず、出し手の責任や燃やすごみの減量化を図るためにも地区名と氏名を記入する方法にしてほしい。</p>	
19		<p>記名の義務を廃止すれば、分別意識と排出者責任の意識が低下し、違反ごみが増えて収集と分別に係る経費に税金が多くかかることになる。旧西磐井では違反ごみ等に対応するために住民が当番制により集積所を管理しているようだが、当地区は最後まで排出者個人の責任で違反ごみを処理しており、他人のごみ袋を開け</p>	

No.	該当箇所	意見等の内容	意見に対する考え方
		<p>ることではない。よって無記名は絶対反対だ。</p>	
20		<p>分別不良のごみ袋は、排出者本人へ返却して再分別してもらっている。無記名になると地区では分別不良等の対応が難しい。</p>	
21		<p>全域で記名としなければ統一する意味がない。「収集地区ごとの取り決めによる。」としているが、肝心な部分があいまいなままで統一することは、長い間に培ってきた排出者責任の意識を瓦解させかねない大問題であり、無責任社会を助長する施策だ。</p> <p>指定ごみ袋は現在の清掃センターごとの取扱いを維持しながら、十分議論して決めればよいことだ。新ごみ処理施設の建設のめどが立たない中で統一する必要があるのか。統一による取組の後退は納得できない。</p>	
22	袋形状	<p>取っ手ありの袋だけで十分だ。取っ手なしの袋を作る意味がわからない。</p>	
23		<p>なぜ運びにくく袋の口を閉じにくい平袋を増やすのか理解ができない。袋の種類が増えることによって製造経費が増し、価格に転嫁されるのではないか。</p>	
24		<p>平袋にする理由がわからないが、どちらでもかまわないのではないかと思う。ただし、取っ手の有無についてはもっぱら収集サイドの問題だと考えるので、現場の意見を十分に聞くべきものと考ええる。</p>	
25	表示色	<p>指定ごみ袋は、ごみの種類ごとに色分けするのは分かりやすいが複数色を購入しなければならず、色によっては在庫となるので、1色に統一することに賛成だ。</p>	<p>指定ごみ袋の統一案は、平成27年度から28年度にかけて一関市及び平泉町が行いました住民意見の集約結果を参考としております。この中に平成25年度まで一関清掃センターの収集範囲で使用していた平袋の作成要望がありましたことから、住民の選択肢を増やすことを考慮し、袋の形状を2種類とするものです。</p> <p>指定ごみ袋の色については、平成18年度に一関地区広域行政組合を設置する以前から一関清掃センターの収集範囲は1色、大東清掃センターの収集範囲は種類別5色としておりました。</p>

No.	該当箇所	意見等の内容	意見に対する考え方
26		<p>家庭では、子供たちも含めて指定ごみ袋の色によって分別に取り組んでいるので、大東清掃センターで使用している5色の袋のままがよい。</p> <p>1色に統一する場合は、既存の袋は1年ぐらいそのまま使えるようにしてほしい。</p>	<p>指定ごみ袋の統一案は、1色としております。大東清掃センターの収集範囲では、廃棄物の種類により色別の指定ごみ袋を使用することによって分別意識の向上と分別の徹底に取り組んできており、その成果は十分に現れているところです。一方、各家庭では5色の指定ごみ袋を購入することになり、一関清掃センターの収集範囲の1色に比べて不公平だという意見もありました。</p> <p>ごみの分別については、廃棄物の種類を印字することとしておりますので、該当する廃棄物の種類に印をつけて使用していただくことができます。</p> <p>指定ごみ袋の色については、購入誤りや一関市及び平泉町以外のごみが集積所に持ち込まれないよう、周辺市町において採用が最も少ない「緑色」にしようとするものです。</p>
27		<p>これまでの大東清掃センター方式は、袋を色別にすることによって分別意識を高めるとともに、分別するにも収集するにもわかりやすく業務の効率化と焼却炉の寿命延長になっているのではないか。統一するなら大東清掃センター方式にするべきだ。</p>	
28		<p>分別しやすい大東清掃センターの指定ごみ袋に統一するのが望ましい。</p>	
29		<p>1色の場合、分別を間違ったりするため反対だ。</p>	
30		<p>種類別の袋とするのが望ましいと考える。</p> <p>ごみの種類によって袋を色分けすれば、分別やストックがしやすく便利だ。袋が1色になると、ごみの分別意識が低下しかねない。さらに記名のないごみ袋になれば、分別されていないごみの排出が増加することが予想され、袋の統一がごみ収集のあり方を無茶苦茶にする可能性があるのではないか。</p>	
31		<p>現在の色分け袋は老人や子供にもわかりやすい。色を減らすのであれば、1色ではなく「燃やすごみ」と「燃やせないごみ」の2色は必要だ。</p>	
32		<p>1種類ではなく、燃やすごみ（赤）と燃やせないごみ（茶色）の2種類の袋にするべきだ。</p>	

No.	該当箇所	意見等の内容	意見に対する考え方
33	価格	指定ごみ袋の統一により、販売価格が下がることを期待する。	<p>指定ごみ袋は、一関地区広域行政組合が規格等の基準を定め、製造・販売を希望する業者に対して承認するしくみです。</p> <p>現在、一関清掃センターの収集範囲では2業者、大東清掃センターの収集範囲では1業者が指定ごみ袋の製造・販売をしており、小売価格には差があります。</p> <p>今回、指定ごみ袋を統一することにより販売範囲が一関市及び平泉町の全域となりますので、製造コストの縮減と業者間競争による価格の低減が期待されます。</p>
34		指定ごみ袋が統一されることで、製作費が安くなり収集に支障がなければ賛成だ。	
35		指定ごみ袋の価格は、袋の形等によって決まるものとする。 このパブリックコメントでは、1種類の袋になることによる価格の説明が何もないのでコメントのしようがない。	
36		既存の指定ごみ袋の在庫は使えるようにするべきだ。統一するごみ袋の価格は、現在よりも安く設定してほしい。	
37		価格を下げたいなら印刷内容をシンプルにするべきだ。印刷内容が多ければコストが増して販売価格が高くなる。	
38	透明袋使用 (レジ袋も含む)	現在、資源物を出す際にはレジ袋の使用が多いと思う。レジ袋の使用ができなくなれば、資源物が燃やすごみに回ることが多くなるのではないか。	<p>現在、一関清掃センターの収集範囲では、指定ごみ袋の導入時の経過措置として、資源物を出す場合に限り指定ごみ袋以外に透明な袋も利用できることとしておりますが、実態は半透明な袋や白色のレジ袋を使用しているものもあります。分別がなされているかどうか、外観で袋の中身が確認できないものは収集しないこととしており、住民の当番制で管理している集積所では、誰が出したか不明で回収されずに残されたごみをどうするかといったことで、当番の方が苦慮する事態が発生しています。</p> <p>また、大東清掃センターの収集範囲では、記名を義務付けて資源物専用の指定ごみ袋を使用いただいております。記名を存続するべきとの意見も多くあるところです。</p> <p>そのため、資源物についても透明で記名欄のある指定ごみ袋に統一しようとするものです。</p>
39	指定ごみ袋の使用量が多くなれば、製造業者が儲かるだけではないか。住民への負担が増えるだけでメリットが見えない。		
40	可燃ごみや不燃ごみに指定ごみ袋を使用することは理解できるが、資源ごみに指定ごみ袋を使用することは理解できない。今までの方法で何か問題があるのか。		
41	レジ袋を減らすための取組として一関市のマイバック運動の説明を受けたので、これまでスーパーへの買物には必ずマイバッグを持参していた。なぜ旧西磐井だけレジ袋の使用を認めているのか。使用不可にしてほしい。		
42	指定ごみ袋を使用して資源ごみを出すことに賛成だ。スーパー		

No.	該当箇所	意見等の内容	意見に対する考え方
		マーケットなどの小売店をはじめ、買い物袋の持参運動が定着し、レジ袋が無くなっていく傾向にある中で、今更使用を可とする理由がない。経済的な理由もあるだろうが、ごみ処理にはお金がかかるという考え方は今や当たり前だ。お金をかけたくないのであれば、ごみを出さない生活を心がけるべきだ。	<p>なお、資源物に使用している指定ごみ袋の割合は、一関清掃センター分で6割以上となっており、大東清掃センター分を合わせた全体では7割以上となっております。</p> <p>レジ袋の削減については、平成18年に容器包装リサイクル法が改正され、国・県・市町村の取組のほか、大型小売店等においても実施が義務付けられました。一関市及び平泉町では、マイバッグ持参によりレジ袋の削減を推進し、減量化に取り組んでおりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。</p>
43		<p>現在、燃えるごみを週2回、プラスチックごみを週1回出しているのので、毎月12回ごみを出している。これまでプラスチックごみはレジ袋で出してきたので、指定ごみ袋を使用することになれば家計を圧迫する。今後もレジ袋での代用を希望する。</p> <p>もし認められないのであれば、ごみ袋代金を半額にしてほしい。これもかなわないようであれば、今後プラスチックごみは洗浄せずに燃えるごみとして捨てることになると思う。</p>	
44		資源ごみはごみではない。売却することで組合の収入になっている。統一する目的であれば一関清掃センターの運用ルールを大東清掃センターにも適用し、資源ごみはレジ袋の使用を可とし、住民の負担を軽減してほしい。	
45	その他	大量にストックしているごみ袋がある。半年で使い切れる枚数ではないため新しいごみ袋と交換してほしい。	現在の指定ごみ袋については、家庭や店舗に在庫がある間は引き続きご使用いただけます。
46		移行期間の3か月では使い切れない。	大東清掃センターの収集範囲の指定ごみ袋は、これまでと同様に袋の色別にごみを分別のうえ使用をお願いします。
47		当地域では公衆衛生組合の取組として指定ごみ袋を含む衛生資材の斡旋を行っており、現在のごみ袋をストックしている家庭も多いと思われる。統一後は移行期間を設け、しばらくの間は従来の指定ごみ袋を使用できる措置が必要だ。	<p>なお、移行期間を3か月とするのは、一関清掃センターの収集範囲で資源物に使用できることとしている透明袋のみです。</p>

No.	該当箇所	意見等の内容	意見に対する考え方
48		現在使用中のごみ袋の使用猶予期限を6か月にしてほしい。もし利用できない場合には一関市で買取をお願いしたい。	
49		現在の袋の在庫分は変更後も使えるようにしてほしい。	
50		資源ごみ袋の在庫があるので、使えるようにしてほしい。	
51		ごみ袋を購入したらまとめて記名しているので、在庫分は期限を設けず使用できるようにしてほしい。	
52		ごみは指定日に出すので、ごみの種類に印をつける必要はない。印をつけない場合は回収しないのか。	<p>収集指定日によって3種類から4種類の異なる種類のごみを収集することがありますので、効率的に収集を行うため、廃棄物の種類に印をつけていただきますようお願いします。</p> <p>なお、適正に分別されているごみ袋については、ごみの種類に印がなくても収集する方針です。</p>